

職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年八月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第十三号

職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例

職員の再任用に関する条例（平成十三年三月奈良県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）附則第七
八条の二第一項第一号」を「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）附則第七
条の三第一項第四号」に改める。

附則

この条例は、平成二十七年十月一日から施行する。